

教育学会会則

第1章 総則

第1条 (名称)

本会は、大東文化大学教育学会と称する。

第2条 (本部)

本会の本部は、東京都板橋区高島平 1-9-1 大東文化大学教育学科に置く。

第3条 (目的)

本会は、文学部教授会の承認に基づき、教育学の研究を推進し、あわせて会員相互の交流・提携を計ることを目的とする。

第4条 (事業)

本会は、会則第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 研究会及び講演会
- 2 学会誌及び機関紙の発行
- 3 その他要請に応じて、本会の目的の達成に必要な事業又はその後援

第5条 後援については、後援規約にこれを定める。

第2章 会員

第6条 (会員構成)

本会は、次の四類の会員によって構成される。

- 1 [正会員] 本学教育学科在学学生
- 2 [PG会員] 本学大学院教育学専攻在学学生
(※PG=Post Graduate)
- 3 [特別会員] 本学教育学科専任教員、本学教育学科特任教員
- 4 [協会員] 本学教育学科担当事務職員

第7条 (会費)

本会は、会費の納入と返還について次のように定める。なお、その金額は別に定めるものとする。

- 1 正会員及びPG会員は、それぞれの課程への入学時に所定の額を会費として納入する。その際、正会員の会費とPG会員の会費は、それぞれ別途に管理・執行するものとする。
- 2 正会員及びPG会員が所定の在学期間を待たず退学または除籍となったときは、納入した会費の一部の返還を受ける。なお、5月1日において在学する学生は当該学年に1年間在学したものとみなす。
- 3 編入学生は、入学時に納入した額から在学予定期間の会費を控除した額の返還を受ける。

第8条 (会員の権利)

本会の全ての会員は、本会の事業の運営について発言する権利を有する。但し、正会員以外の各類の会員は、本会の機関決定において決議権をもたない。

第9条 (会員の権利)

本会の全ての会員は、本会の機関の傍聴権、関係書類の閲覧権及び関係行事への参加権を有する。

第10条 (会員の義務)

本会の全ての会員は、本会の会則及び総会の決議に服さなければならない。但し、総会の決議内容が教員の

学科協議会の意向と齟齬をきたした場合は、その限りではなく、別途定める調整手続きに委ねられる。

第3章 機関及び役員

第11条 本会は、第3条の趣旨を実現するため、次の機関を置く。

- 1 総会
- 2 運営委員会
- 3 学生・教員連絡会

第12条 本会は、次の役員を置く。

- 1 会長 1名 (教育学科主任)
- 2 運営委員長 1名 (正会員)
- 3 会計監査員 2名 (正会員1名、非正会員1名)

なお、各役員に関する規定の詳細は、第7章の補充規定にこれを定める。

第4章 総会

第13条 (総会の性格)

総会は本会の正式決議機関である。

第14条 (開催の条件)

総会は、原則として年度内に一回、定例総会として開催される。また、以下の条件のいずれかを満たした場合には、臨時総会が開催される。

- 1 正会員の1/3以上の要求があった場合
- 2 運営委員会が決議によって開催を求めた場合
- 3 会長が総会開催を必要と認めた場合

なお、総会の開催にあたっては、会長の承認をもとに、運営委員長がこれを召集する。

第15条 (総会出席義務と委任状)

正会員は、原則として全員が総会に出席するものとし、議事は出席正会員の過半数によって可決するものとする。

第16条 (総会の任務)

総会は、次の事項を審議・議決する。

- 1 運営委員会役員承認
- 2 決算報告・予算案の審議と承認
- 3 第4条に基づく諸事業の活動報告と活動計画の審議と承認
- 4 会計監査員 (学生・教員ともに) の承認
- 5 会則の改廃

6 その他、会長及び運営委員会が認めた必要事項

第17条 (総会の運営)

総会の運営は、運営委員会の責任によって執り行われる。

第5章 運営委員会

第18条 運営委員会は、第3条・第4条の規定に基づき、本会の年間業務が円滑に進められるよう活動する責任執行機関である。

第19条 運営委員会は、原則として各クラス1名以上の正会員代表によって構成される。但し、事情によって委員の増員を妨げない。

第20条 運営委員会の任期は、総会で承認された第2学年次から2年間とする。任期途中に委員を交代補充する場合は、残任期間をその任期とする。なお、1年

次は準運営委員として活動し、運営委員会において決議権を有する。準運営委員は、各クラスと運営委員会とによって承認されなければならない。また、任期を終えた運営委員は在学中、決議権をもたない参与として運営委員会に協力するものとする。

第 21 条 個別の運営委員が任期中に辞任する場合は、クラスの了承を得た上で運営委員会にその旨を申請し、承認を得なければならない。また、委員を補充する場合には、4 週間以内に同じ選出母体（クラス）より補充するものとする。

第 22 条 個別の運営委員の辞任に際しては、当該クラスに 1 名以上の運営委員が残任していなければならない。

第 23 条 運営委員会の人件構成において、第 4 条に基づく本会の事業執行に支障をきたすと判断されるような事情が生じた場合には、運営委員長は、委員の増員をクラスに要請できる。この要請が行われた際には、4 週間以内に必要人員の更なる補充を行うものとする。

第 24 条 運営委員会は、会務の執行のため、委員の互選により次の常任役員を置く。選出された役員は、総会に報告し承認されなければならない。役員任期は 1 年とするが、再任を妨げない。

- 1 委員長 1 名
- 2 副委員長 2 名
- 3 書記 2 名
- 4 会計 2 名

第 25 条 運営委員会は、原則として学期中、毎週 1 回開催するものとし、委員長がこれを招集する。

第 26 条 運営委員会の開催にあたり委員が欠席する場合には、委任状をもって出席扱いとすることができる。議事は、出席委員の過半数の賛成をもって可決し、可否同数の場合は委員長の決するところとする。

第 27 条 運営委員会の議事を傍聴する権利は、四類の会員全てに認められる。

第 28 条 書記役員は、次のものを含む本会に関する一切の公的書類の記録・保管・引き継ぎにあたらなければならない。

- 1 会則
- 2 運営委員会その他の会議録
- 3 学会事業に関する活動記録
- 4 公式通信文その他の公的記録

第 29 条 運営委員会役員として不適格と疑われる事態が生じた場合は、正会員の 1/4 以上の署名をもってリコールを申請することができる。この申請は可及的速やかに第 14 条の規定に基づき総会に付され、総会出席者の 2/3 以上の賛成をもってリコールは成立する。リコールが成立した場合は、4 週間以内に改選を実施する。

第 6 章 会計

第 30 条 本会の会計は、会費及び寄付金をもってこれに充てる。

第 31 条 本会の会計の収支決算は会計監査員がこれを監査し、その結果を総会に報告しなければならない。

第 32 条 本会の会計年度は、4 月 1 日より翌年 3 月 31

日までとする。

第 33 条 会計役員は、協力会員（事務職員）の援助を仰ぎつつ、本会に関する一切の会計の出納業務にあたる。また、会計に関する一切の記録の保管に責任をもつ。

第 7 章 補充規定

第 34 条 本会会長は、教育学科主任とする。会長は、通常会務の重要事項について運営委員長から相談をうけ意見を述べるとともに、対外的に本会を代表する。

第 35 条 本会の活動を支援するため、教育学科（教員組織）は、その職務分担の内に、教育学会担当委員を毎年少なくとも 3 名配置する。そのうちの 1 名が、本会の会計監査員を務める。

第 36 条 本会と教育学科との連携・協力を強めるため、教育学会「学生・教員連絡会」を設置し、原則として年度内に 2 回開催するものとする。この連絡会は、教員側担当委員チーフと学生側運営委員長との合意に基づいて共同招集され、会の運営も共同司会によるものとする。招集される出席者は以下のとおりとする。

- 1 正会員（学生） 運営委員、常設後援団体代表、その他必要と認められた団体代表
- 2 特別会員（教員） 学会担当委員
- 3 協力会員（事務職員） 文学部事務室教育学科担当職員

なお、本連絡会を傍聴する権利は、四類の会員全てに認められる。

第 37 条 本会の事業を推進するにあたって、正会員集団（学生側）の意向と特別会員集団（教員側）の意向に齟齬が生じた場合には、上記の「学生・教員連絡会」において調整を図るものとする。なお、調整の結果として合意の得られない事項は、執行を見合わせなければならない。この調整は、合意の得られるまで続行されるものとする。

第 8 章 付則

第 38 条 本会則は

昭和 47 年 4 月 1 日 制定

昭和 52 年 4 月 1 日 一部制定

昭和 53 年 11 月 28 日 全面改正

昭和 59 年 4 月 27 日 全面改正

平成元年 6 月 21 日 全面改正

平成 3 年 11 月 19 日 一部制定及び改正

平成 16 年 4 月 28 日 一部改正

平成 26 年 5 月 14 日 全面改正

平成 30 年 5 月 16 日 一部改正

第 39 条 本会則を改正した場合、改正承認と同時に有効とする。

後援規約

第 1 条

教育学会は、会則第 3 条に定められた目的に該当すると認められる活動に対して、当該団体及び個人の申請により、その活動を後援する。

第2条

後援を申請する団体及び個人（以下申請を認められた団体を後援団体と呼ぶ）は、次の条件を満たしていなければならない。

1. 教育学会員によって構成されている団体及び個人であること。
2. 活動・事実の目的が会則第3条に該当するものであること。
3. 原則として、全会員が参加できる活動事業であること。

第3条

1. 後援団体は、運営委員会で指定する申請期間内に同委員会に申請することを原則とする。申請期間とは、申請用紙を受理する期間であり、後援を承認するか否かの審議は、別日に行うものとする。
2. 上記の申請期間の例外として、活動予定日の30日以前に運営委員会に申請したのに関しては、これを考慮する。

第4条

1. 後援に関する一切の審議事項は、出席委員の過半数の賛成をもって決定する。
2. 運営委員が後援団体に属している場合は、後援承認の審議の議決に関与できない。

第5条

運営委員会は、常に後援団体の活動を把握していなければならない。そのため必要に応じて報告の要請を行う。

第6条

1. 後援団体は、必要に応じて運営委員会の要請を受け、報告を行う。
2. 交付した補助金为本規約第1条に定められた主旨にそって使われているかを確認する。
3. 運営委員会は、後援団体の企画に対する意見を述べることはできない。但し、後援団体の要望があるときは、その限りではない。

第7条

1. 後援団体に対しては運営委員会の規定に基づき補助金を交付する。
2. 補助金を交付される後援団体は、会計責任者を置かななければならない。
3. 補助金を交付される後援団体は、運営委員会に予算案を提出しなければならない。
4. 補助金は、運営委員会の査定により、年間の後援費の中からこれを交付する。

第8条

運営委員会は後援団体の報告を受けた後、その報告に基づいて後援団体の行った活動について意見を述べることができる。

第9条

後援団体は、活動終了後運営委員会の定めた期日までに同委員会に収支決算を含めた活動報告書を提出しなければならない。

〈付則〉

1. 本会則は

昭和53年5月23日 制定

昭和56年5月20日 一部改正

昭和59年4月27日 一部改正

昭和61年4月24日 一部改正

平成元年6月21日 一部改正

平成3年11月19日 一部制定及び改正

平成10年6月1日 一部改正

平成25年5月15日 一部改正

2. 本規約を改正した場合、改正承認と同時に有効とする。

教育学会会費規程

第1条〈趣旨〉

教育学会会則第7条に基づき、会費の金額、納入および返還に関する規程を定める。

第2条〈納入〉

正会員およびPG会員は、入学手続き時に7,000円を会費として納入する。

第3条〈返還〉

会費の返還額は次の通りにする。

1. 学生会員・PG会員が、所定の在学期間を待たず退学または除籍となったときは、当該学生会員が納入した会費の額から次の額の返還を受ける。

	正会員	PG会員
第1学年次(5月1日以降)に退学・除籍	6,000円	4,000円
第2学年次(5月1日以降)に退学・除籍	4,000円	0円
第3学年次(5月1日以降)に退学・除籍	2,000円	
第4学年次(5月1日以降)に退学・除籍	0円	

2. 編入学者は、入学時に納入した額から次の額の返還を受ける。

	正会員
第2学年次に編入	1,000円
第3学年次に編入	3,000円

第4条〈改正〉

この規定の改廃は、学生・教員連絡会の審議を経て、総会にて行う。

〈付則〉

1. 本会則は

平成30年5月16日 制定

2. 本規程を改正した場合、改正承認と同時に有効とする。